

職場のコロナウイルス感染、 誰が感染してもおかしくない状況だ！ 早急に社員が安心して働ける対策を求める！！

10月以降、関西において新型コロナウイルス感染症に感染する社員の職場が拡大してきました。その職場は、京都駅(10/24)、関西新幹線サービック(12/9)、大阪修繕車両所(12/13)、大阪第二運輸所(12/18)です。現在、新型コロナウイルス感染状況は地域や年齢に関係なく、誰が感染してもおかしくない状態となっています。感染者の出た鳥飼車両基地や大阪第一・第二運輸所における感染予防・対策は感染した後も何ら具体的に実施されていません。それどころか、会社は感染した状況や事実の詳細を社員に周知せず、点呼時においては管理者が他の社員の不祥事(出勤遅延)を前面に出した周知をしており感染した事実を隠蔽しています。感染を防止し社員の命を大切にしない職場では安心して働きません。

私たちは感染予防対策について以下の申し入れを行いました。

【主な申し入れ内容】

(鳥飼車両所関係)

- ・ 鳥飼車両基地において検温を実施すること。
- ・ 鳥飼車両基地で働く社員、関係会社社員のPCR検査を健康診断時及び会社負担で実施すること。

(大阪第一・第二運輸所関係)

- 今回の「運輸所社員の新型コロナウイルス感染」による保健所の指示を明らかにすること。
- 当該社員が「新型コロナウイルス」に感染が判明するまでに従事した勤務形態等を時系列等で明らかにすること。
- 当該社員が「新型コロナウイルス」に感染が判明した以降、感染防止対策を詳細に明らかにすること。
- 会社のホームページで、新型コロナウイルス感染者の「業務に関する概況」が詳細に明らかにされている。今回の運輸所社員の新型コロナウイルス感染についても、今までのプレス発表と同様、現場社員に対し全てを明らかにすること。
- 当該社員の勤務形態で濃厚接触者の定義に関わる社員は、存在するのか明らかにすること。
- 大阪第二運輸所に従事する全ての管理者及び運転科に従事する社員、その他希望する社員については、PCR検査を会社の責任において実施すること。
また、PCR検査に関わる全ての費用は会社が負担すること。
- 乗務員に対する、定例訓練やスキルアップ等各種委員会を即刻、中止すること。
- 乗務員に対する日勤勤務を指定する場合は、在宅日勤で指定すること。
- 妊産婦社員で在宅日勤を希望する場合は、これを認めること。
- 「新型コロナウイルス感染」に対する隔離期間は、勤務扱いとし「自宅待機」とすること。また、「新型コロナウイルス」に感染した社員が労災を申請する場合、会社は協力すること。
- 「新型コロナウイルス」に感染した社員に対する、心のケアは会社の責任において万全を期すこと。

東海労は社員が安心して働ける職場環境を積極的に取り組んで行きます！！